

令和 7 年

寒河江市農業委員会第 9 回総会会議録

寒 河 江 市 農 業 委 員 会

寒河江市農業委員会

第9回総会

日 時 令和7年9月25日（木）午前9時00分
会 場 寒河江市中央公民館 2階 第2研修室

出席委員

1 番 山 田 和 義	3 番 後 藤 孝 好	4 番 西 尾 沙 織
5 番 眞 木 早百合	6 番 郷 野 富司男	7 番 猪 倉 通 文
8 番 氏 家 理 香	9 番 安孫子 智	10 番 大 泉 孝 彦
11 番 鈴 木 浩 之	12 番 原 田 義 人	13 番 芳 賀 宏
15 番 奥 山 浩 二	16 番 布 施 功 子	17 番 片 桐 道 雄
18 番 木 村 三 紀		

欠席委員

2 番 影 沢 政 俊 14 番 高 橋 博

事務局

事 務 局 長 渡 邊 健 一	事務局長補佐（総括）高 子 英 晴
事務局長補佐（農地担当）日下部 靖 広	農 地 係 主 任 土 田 修
農 地 係 主 任 芳 賀 遼太郎	総 務 係 主 任 清 野 倫

報告事項

- （1）農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について
- （2）工事進捗状況報告書について
- （3）農地の転用事実に関する照会について

議事

- （1）議第34号 農地法第3条の規定による許可処分について
- （2）議第35号 農地法第5条第1項の規定による許可申請書の審議について
- （3）議第36号 非農地証明願の審議について
- （4）議第37号 農用地利用集積等促進計画の案の作成及び提出について

開会 午前 9時00分

木村議長 それでは、ただいまより寒河江市農業委員会第9回総会を開催します。

はじめに、総会の成立についてですが、本日の出席者は総委員数18名中、出席委員16名で、在任委員の過半数が出席しておりますので、総会は成立いたします。

木村議長 次に、「議事録署名委員の選任」ですが、恒例によりまして議長に一任いただけますでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

木村議長 それでは、12番原田委員、15番奥山委員にお願いします。

木村議長 次に、「書記任命」ですが、清野主任にお願いします。

木村議長 次に、「報告事項」ですが、事務局から報告をお願いします。

事務局（事務局長補佐（農地担当）） はい、議長。

木村議長 はい、事務局。

事務局（事務局長補佐（農地担当）） 報告事項につきまして、事務局から報告させていただきます。

（報告事項朗読）

木村議長 ただいまの報告について何か質問はございませんか。

(発言なし)

木村議長 質問がないようですが、事務局からありませんか。

事務局(事務局長補佐(農地担当)) ありません。

木村議長 それでは、早速議事に入ります。

議第34号から議第37号までの議案について一括上程します。

(1) 議第34号 「農地法第3条の規定による許可処分について」

(2) 議第35号 「農地法第5条第1項の規定による許可申請書の審議について」

(3) 議第36号 「非農地証明願の審議について」

(4) 議第37号 「農用地利用集積等促進計画の案の作成及び提出について」

以上、議第34号から議第37号まで一括上程致します。

木村議長 次に、議事参与の制限ですが、議第37号「農用地利用集積等促進計画の案の作成及び提出について」、3番後藤委員、4番西尾委員が関係委員となっております。

木村議長 ここで、先日開催されました事前審査会の報告を求めます。片桐会長職務代理人、報告をお願いします。

片桐会長職務代理人 はい、議長。

木村議長 はい、片桐会長職務代理人。

片桐会長職務代理者 17番、片桐です。

去る9月18日に開催されました事前審査会の報告を行います。

事前審査会では、今回の総会に係る案件について、各地区担当委員及び農地利用最適化推進委員による調査結果の報告に基づく審査と、事前審査会における現地調査として非農地証明願案件3件を審査しました。

議第36号「非農地証明願の審議について」順位12番、高松地区の案件です。

申請地は、大字米沢にある土地で、昭和57年の換地処分によりできた土地であります。これまで隣接する宅地と一体的に利用されており、農地としての利用もなく現在に至っているもので、非農地と判断できる場所でした。

次に順位13番、14番、柴橋地区の案件です。

申請地は、大字木の沢にある土地で、順位13番は、平成17年10月より隣地からの求めに応じ家庭菜園として利用され現在に至っているものです。また、順位14番は隣地からの求めに応じ、所有権移転するため、平成17年10月に農地法第3条の規定による許可を受けたが、事情により所有権移転の登記がなされないまま家庭菜園として利用され現在に至っているもので、面積も小さく今後農地としての利用も見込めないことから、非農地と判断できる場所でした。

申請された案件については、すべて異議なしとされたところです。

以上であります。各地区における十分な審査をお願いしまして、事前審査会の報告とさせていただきます。

木村議長

ありがとうございました。

それでは、ただいまから地区審査に入ります。審査時間に

については３０分程度としまして、９時３０分までとします。
それでは地区審査の間、暫時休憩とします。

休憩 午前 ９時０５分

再開 午前 ９時３０分

木村議長 それでは、休憩を閉じまして、議事を再開します。
 初めに、議第３４号「農地法第３条の規定による許可処分
 について」、地区担当委員より、議案の朗読と現地調査の結果、
 地区審査の結果の報告をお願いします。
 初めに、西根・三泉地区、芳賀委員、お願いします。

芳賀委員 はい、議長。

木村議長 はい、芳賀委員。

芳賀委員 １３番、芳賀です。
 議第３４号「農地法第３条の規定による許可処分について」、
 ７ページをご覧ください。順位４１番。

（議案書順位４１番朗読）

 ９月１７日に西根地区の農業委員・推進委員及び三泉地区
 の農業委員で現地を確認してまいりました。場所は、陵東給
 油所から宝の集落に入っていくと、譲受人の自宅があり、そ
 の自宅の南側にさくらんぼ畑があり、その西側に隣接してい
 る農地になります。

 譲渡人は山形市在住で寒河江市にお住まいはなく農地を売
 っているという状況であります。譲受人の現在所有している

農地との隣接ということですので、農作業も効率的にできるのではないかと考えられますので、何ら問題ないと判断しました。

本日の地区審査でも異議はございませんでした。

続きまして、順位４２番。

(議案書順位４２番朗読)

場所は、県道天童大江線が最上川に差しかかるところに寒河江市浄化センターがありまして、そこから５００ｍ程のところになります。紫色の部分が、譲受人が現在耕作している部分になります。赤の部分が今回の申請地となります。日田は集積集約が進んでおりまして、この農地を譲受人が耕作することでより効率的な経営が期待できますし、また譲受人は現在１４町歩程の経営面積でありますので、何ら問題ないと判断しました。

また、本日の地区審査でも異議はございませんでした。

続きまして、順位４３番。

(議案書順位４３番朗読)

場所は先ほどの浄化センターの東側に最上川、その北側の寒河江川が合流している付近の農地になります。譲受人は紫色の部分で既に桃を栽培しており、その隣接ということになります。ここも効率的に経営がなされるだろうと判断いたしました。

本日の地区審査でも異議はございませんでした。

次に後田の方ですけれども県道皿沼河北線の西側が宝、東側が日田であります。赤の部分が今回の申請地で山形ハルタの北側になります。

譲渡人は山形市在住でして、終活で農地を処分したいというようなことでの相談が１、２年前からあり、ようやく買い手が付いたというようなことであります。ここには柿を植えたいということでの申請でありました。

本日の地区審査でも問題ないということで判断いたしました。

以上です。

木村議長

ありがとうございました。

続いて、柴橋地区、後藤委員、お願いします。

後藤委員

はい、議長。

木村議長

はい、後藤委員。

後藤委員

３番、後藤です。

同じく７ページをご覧ください。順位４４番。

(議案書順位４４番朗読)

場所につきましては、国道２８７号の高速道路と重なるところから側道を１００ｍ程北の方へ進んだところになります。

この場所につきましては、譲渡人のお父さんが亡くなった時に相続がされておらず、今まで相対で譲受人が使用していた土地になります。この度、相続が済んだということで、譲渡人からの要望によりまして、今回譲り受けるということになりました。

なお、この場所につきましては、柴橋地区の基盤整備区域内となっており、今後利便性が良くなるだろうと思われます。

９月１３日、柴橋地区の委員で現地を確認してまいりまし

て、問題ないと判断しました。

本日の地区審査でも異議はございませんでした。

続きまして8ページ、順位45番。

(議案書順位45番朗読)

場所につきましては、8月26日の四者親善交流会の時に柴橋地区の基盤整備について説明のあった場所の下になります。この場所につきましても基盤整備区域内になります。

こちらにも順位44番と同様に譲渡人のお父さんが亡くなった時から譲受人が耕作していた土地になります。この度、相続が済んだということで購入していただきたいと要望がありましたので、今回の案件に至ったということであります。

9月13日、柴橋地区の委員で現地を確認してまいりまして、問題ないと判断いたしました。

また、本日の地区審査でも異議はございませんでした。
以上です。

木村議長

ありがとうございました。

続いて、高松・醍醐地区、布施委員、お願いします。

布施委員

はい、議長。

木村議長

はい、布施委員。

布施委員

16番、布施です。

8ページをご覧ください。順位46番。

(議案書順位46番朗読)

9月15日に高松・醍醐地区の農業委員・推進委員の5名で現地調査を行いました。場所は、チェリーランド前の国道112号を挟んで南側になります。譲受人は以前から意欲的に農業に取り組まれており、また譲渡人は親から相続したものの東京都在住であるため耕作は不可能であるということで、申請どおりであれば問題ないと判断いたしました。

また、地区審査でも異議ございませんでした。

続きまして、順位47番。

(議案書順位47番朗読)

この案件についても、9月15日に高松・醍醐地区の農業委員・推進委員5名で現地調査を行いました。場所は、国道112号沿いに新関タイヤがあり、そこを北へ100m程進んだところになります。元々ここは耕作放棄地になっているのですが、譲受人は若手農業者でもありますので、自ら整備してさくらんぼを耕作する予定ということでした。また、譲渡人は高齢でもありますので申請どおりであれば問題ないと判断いたしました。

また、地区審査でも異議ございませんでした。

以上です。

木村議長

ありがとうございました。

続いて、農地法に基づく許可要件について、事務局から説明をお願いします。

事務局(事務局長補佐(農地担当)) はい、議長。

木村議長

はい、事務局。

事務局（事務局長補佐（農地担当）） 順位 4 1 番から 4 7 番まで、農地法第 3 条調査書に基づく調査の結果、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないことが確認されましたので、許可要件の全てを満たしていると考えます。

以上です。

木村議長

ありがとうございました。

これより、質疑に入ります。ただいまの地区担当委員及び事務局からの説明について、発言のある方は、挙手をお願いします。

（発言なし）

木村議長

意見がないようですので、採決いたします。

議第 3 4 号「農地法第 3 条の規定による許可処分について」原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

（全員挙手）

木村議長

全員賛成ですので、議第 3 4 号は、原案のとおり決定いたしました。

次に、議第 3 5 号「農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請書の審議について」、地区担当委員より、議案の朗読と現地調査の結果、地区審査の結果の報告をお願いします。

柴橋地区、後藤委員、お願いします。

後藤委員

はい、議長。

木村議長

はい、後藤委員。

後藤委員

3 番、後藤です。

議第 3 5 号「農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請書の審議について」、1 0 ページをご覧ください。順位 2 7 番。

(議案書順位 2 7 番朗読)

場所につきましては、陵南中学校から西へ進み、落衣の集落を過ぎますと右手に落衣のお墓があつて、その反対側になります。

9 月 1 3 日に柴橋地区の農業委員・推進委員で現地調査を行いました。申請どおりであれば問題ないと判断しました。

なお、地区審査会でも異議はございませんでした。

以上です。

木村議長

ありがとうございました。

続いて、農地法に基づく許可要件について、事務局から説明をお願いします。

事務局(事務局長補佐(農地担当)) はい、議長。

木村議長

はい、事務局。

事務局(事務局長補佐(農地担当)) 順位 2 7 番は無人販売機収納小屋及び駐車場用敷地への転用申請になっております。申請地は、農用地区域外にある農地で、おむむね 1 0 h a 以上の規模の一団の区域内にある農地で、第 1 種農地と判断します。第 1 種農地は原則不許可ですが、農畜産物販売所への転用であり、農地区分と転用目的は問題ないと考えます。

また、農地転用許可一般基準調査書に基づく調査の結果、不適な事項はなく、問題ないと考えます。

以上です。

木村議長

ありがとうございました。

これより、質疑に入ります。

ただいまの地区担当委員及び事務局からの説明について発言のある方は、挙手をお願いします。

(発言なし)

木村議長

意見がないようですので、採決いたします。

議第３５号「農地法第５条第１項の規定による許可申請書の審議について」、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

木村議長

全員賛成ですので、議第３５号は、原案のとおり許可相当として、県知事に意見を送付いたします。

次に、議第３６号「非農地証明願の審議について」、地区担当委員より、議案の朗読と現地調査の結果、地区審査結果の報告をお願いします。

初めに、柴橋地区、後藤委員、お願いします。

後藤委員

はい、議長。

木村議長

はい、後藤委員。

後藤委員

３番、後藤です。

議第３６号「非農地証明願の審議について」、１２ページをご覧ください。順位１３番。

(議案書順位 1 3 番朗読)

なお、順位 1 4 番も隣接しており関係がありますので一緒に説明させていただきます。

(議案書順位 1 4 番朗読)

場所については、ガソリンスタンドオアシスのところの国道 2 8 7 号を西へ進み、高速道路手前の土地になります。平成 1 7 年に農地法第 3 条による許可を受けたのですが、その後の手続きが済んでおらず、今回購入する方が非農家でありますので、今回非農地証明願を出していただき非農地として手続きを進めるという内容になります。

以上です。

木村議長

ありがとうございました。

続いて、高松・醍醐地区、布施委員をお願いします。

布施委員

はい、議長。

木村議長

はい、布施委員。

布施委員

1 6 番、布施です。

1 2 ページをご覧ください。順位 1 2 番。

(議案書順位 1 2 番朗読)

所在は、米沢踏切を米沢の集落に入りまして北へ 2 0 0 m 程進むと公民館があります。その公民館の向かいあたりにな

ります。

9月15日に高松・醍醐地区の農業委員・推進委員5名で現地調査を行ってきました。また、事前審査会でも現地を確認してまいりました。

ここは40年以上前に申請人が養鶏場を経営していた跡地に、現在の建物を寒河江撚糸が新築して、令和7年4月に佐藤繊維に所有権移転されております。この土地は40年以上前に換地処分によってできた土地であって、これまで農地として利用されることはなく、今後も農地としての利用はできないのではないかとということで判断してまいりました。

また、地区審査でも異議ありませんでした。

以上です。

木村議長 ありがとうございました。

それでは、続いて農地法に基づく許可要件について事務局から説明をお願いします。

事務局（事務局長補佐（農地担当）） はい、議長。

木村議長 はい、事務局。

事務局（事務局長補佐（農地担当）） 特にありません。

木村議長 ありがとうございました。

これより質疑に入ります。

ただいまの地区担当委員、事務局からの説明について、発言のある方は、挙手をお願いします。

（発言なし）

木村議長

意見がないようですので、採決いたします。

議第３６号「非農地証明願の審議について」、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

木村議長

全員賛成ですので、議第３６号は、原案のとおり決定しました。

次に、議第３７号「農用地利用集積等促進計画の案の作成及び提出について」、３番後藤委員、４番西尾委員が関係委員となっておりますので、関係委員は退席をお願いします。

(関係委員退席)

木村議長

それでは、地区担当委員より、議案の朗読と現地調査の結果、地区審査の結果の報告をお願いします。

初めに、寒河江・南部地区、山田委員、お願いします。

山田委員

はい、議長。

木村議長

はい、山田委員。

山田委員

１番、山田です。

議第３７号「農用地利用集積等促進計画の案の作成及び提出について」、１５ページをご覧ください。

(議案書朗読、地区審査報告)

農地中間管理事業案件について、いずれの計画案も地区の担い手等に貸し出すためのものであり、地域計画の達成に資

すると判断しました。

地区審査でも異議はございませんでした。

以上です。

木村議長

ありがとうございました。

続いて、西根・三泉地区、芳賀委員、お願いします。

芳賀委員

はい、議長。

木村議長

はい、芳賀委員。

芳賀委員

13番、芳賀です。

(議案書朗読、地区審査報告)

農地中間管理事業案件について、いずれの計画案も地区の担い手等に貸し出すためのものであり、地域計画の達成に資すると判断しました。

地区審査でも異議ございませんでした。

以上です。

木村議長

ありがとうございました。

続いて、柴橋地区、奥山委員、お願いします。

奥山委員

はい、議長。

木村議長

はい、奥山委員。

奥山委員

15番、奥山です。

(議案書朗読、地区審査報告)

農地中間管理事業案件について、いずれの計画案も地区の担い手等に貸し出すためのものであり、地域計画の達成に資すると判断しました。

地区審査でも異議ございませんでした。

以上です。

木村議長 ありがとうございました。
 続いて、白岩地区、眞木委員、お願いします。

眞木委員 はい、議長。

木村議長 はい、眞木委員。

眞木委員 5 番、眞木です。

(議案書朗読、地区審査報告)

農地中間管理事業案件について、いずれの計画案も地区の担い手等に貸し出すためのものであり、地域計画の達成に資すると判断しました。

地区審査でも異議ございませんでした。

以上です。

木村議長 ありがとうございました。
 続いて、農地中間管理事業の推進に関する法律に定められた各要件について、事務局から説明をお願いします。

事務局（事務局長補佐（農地担当）） はい、議長。

木村議長 はい、事務局。

事務局（事務局長補佐（農地担当）） 農地中間管理事業の推進に関する法律第１８条第５項
第２号及び第３号の各要件を満たしていると考えます。

また、法第１９条第３項に基づく農業委員会の意見の決定
は予め会長から専決を頂いております。

以上です。

木村議長 ありがとうございました。

それでは、これより質疑に入ります。

ただいまの説明について、発言のある方は、挙手をお願い
します。

（発言なし）

木村議長 意見がないようですので、採決いたします。

議第３７号「農用地利用集積等促進計画の案の作成及び提
出について」、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を
求めます。

（全員挙手）

木村議長 全員賛成ですので、議第３７号は、原案のとおり決定しま
した。

議決が終わりましたので、関係委員の入室を許可します。

（関係委員入室）

木村議長 関係委員に申し上げます。

議第 37 号は原案のとおり決定したことを報告します。

これで、本日上程された議案については、全て議決されました。

以上を持ちまして、本日の総会を終了します。

ご苦労様でした。

閉会 午前 10 時 05 分

令和7年9月25日

第9回総会 議長.....木村三紀.....

議事録署名委員 12番委員.....原田義人.....

議事録署名委員 15番委員.....奥山浩二.....